

質 問 回 答

2017年3月6日

「( 案件名 ) アフリカ地域アフリカ稲作振興のための共同体 ( CARD ) 終了時レビュー調査」( 公示日 : 2017 年 2 月 22 日 / 公示番号 : 160950 ) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P3 第 5 「プロポーザルに記載されるべき事項」	(1)プロポーザルの提出様式に規定はありますか？(Word 又は PPT など) ・記載分量は「1.コンサルタントの経験、能力等」「2.業務の実施方針等」で20P 以下とあるが、これらはコンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインにある、様式 4-1 ~ 4-5 (Excel データ)に記載した上で、プロポーザルに転記し、全て含めて 20P 以下という認識でよいでしょうか？	(1)プロポーザルの様式については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」で定めている以下の所定の様式以外には、様式に制約はありません。 ・様式 1 ~ 様式 3 ・様式 4 - 1 ~ 様式 4 - 5 ・様式 5 (2)最大 20 ページの記載分量を付しているのは、プロポーザルの記載項目のうち、以下の項目の記載ページの合計です。 ・「業務の実施方針等」における、「業務実施の基本方針等」及び「業務実施の方法」の項 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」P4、及び P28 を参照してください。 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html</a>
2	P5 第 7 「見積価格及び内訳書」	・見積書作成にあたり、見積上限額は設定されていますか？また、その場合、技術評価及び若手育成加点の価格点が最高点でも見積上限額を超えており、失格となる場合はありますでしょうか？	本案件については、一般競争入札とは異なり、ご提案いただく見積額の上限に制限はなく、見積額を理由に失格とはなりません。 ただし、プロポーザルの技術評価点の差が第1位の者とそれ以外の者で 2.5%以内であった場合、見積価格に基づく価格点を加点し、技術評価点と価格点の合計点で交渉順位を決定します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>ようか？</p>	<p>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」P2、及び P23 を参照してください。  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html</a></p>
3	<p>P6 別紙 P4 第 7 「見積価格及び内訳書」 (6) ローカルコンサルタントの調査参加</p>	<p>(1)別紙「第 2 業務の目的・内容に関する事項」P4 にも記載があるが、ローカルコンサルタント、又はインターナショナルコンサルタントの活用が必要とある。この場合、ローカルコンサルタントは現地再委託の扱いとなり、現地弊社オフィスのスタッフを活用する場合でも、ローカルコンサルタントを活用したと見做され、経費は直接人件費の計上で良いでしょうか？  (2)ローカルコンサルタントの全ての経費(人件費・旅費交通費を含む)は上限が 600 万円とありますが、これは現地調査対象国 10 か国を調査した上限額でしょうか？また、現地弊社スタッフを活用した場合は、600 万円の上限は考慮されないという認識でよろしいでしょうか？  ・ローカルコンサルタントを活用する場合は、事前にローカルコンサルタントを</p>	<p>(1) 貴社の現地スタッフを、「業務指示書 別紙第 2 業務の目的・内容に関する事項 4. 実施方針及び留意事項(6)」P4に記載のローカルコンサルタント(以下「ローカルコンサルタント」)として備上する場合には、一般業務費の特殊備人費での計上としてください。  (2)上限 600 万円は、ローカルコンサルタントによる現地調査費用の合計となります。ただし、10 か国すべてでローカルコンサルタントが現地調査に参画する必要はありませんので、プロポーザルにて、この 600 万円以内で実施できる調査対象国や調査内容等を提案してください。また、本項の調査の受注者のスタッフがローカルコンサルトとして実施する場合であっても、その費用は上限 600 万円に含むものとします。ここでのローカルコンサルタントは、「業務指示書 別紙第 2 業務の目的・内容に関する事項 4. 実施方針及び留意事項(6)」に記載のとおり、データ収集や調査票の回収といった、調査補助員の形態として活用することを想定していませんので、データ収集や調査票の回収といった、調査補助員の形態として受注者の現地スタッフを活用する場合は、一般業務費の一般備人費での積算としてください。  なお、ローカルコンサルタントの選定に関する事前合意や覚書提出は、プロポーザル提出時には必須とはしません。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		選定し、業務に関する合意が必要となりますでしょうか？また、その際に覚書などの提出も必要になりますでしょうか？	

以上